### 小池百合子東京都知事殿

東京都への公開質問状を提出いたします。

6月25日までに回答くださるよう、お願いいたします。

2019年6月4日

## 築地市場営業権組合 代表村木智義 他 一同

## 公開質問状

### 1 東京都中央卸売市場条例の改定に関して

卸売市場法改定(以下、「法改定」という)に伴い、現在、東京都においては、東京都中央卸売市場条例(以下、「市場条例」という)の改定が検討されている。

市場条例改定(以下、改定後の市場条例を「改定市場条例」という)に関し、以下、質問する。

# (1) 許可制について

昭和46年卸売市場法(以下、「46法」という)及び市場条例では、卸売業者は「農水大臣による許可」、仲卸業者は「開設者による許可」を受けるとされていたが、法改定では、卸売業者は、「開設者が定めて、農水大臣が認定」とされ、仲卸業者については規定が存在しなくなった。

- Q1-1. 築地市場で許可を得ていた卸売業者・仲卸業者等は、豊洲市場においても許可を 受けることができたが、それは何故か。
- Q1-2. 改定市場条例においては、卸売業者・仲卸業者等について許可制を採るのか。
- Q1-3. 許可に伴い「営業権」という財産権が生じることは一般の承認するところである<sup>1</sup>。したがって、市場条例改定により卸売業者・仲卸業者等の許可を廃止することは、営業権(財産権)の侵害になると考えるが、如何か。
- Q1-4. 法律(条例も含む)の制定や改定が財産権を侵害する場合には損失補償が必要である<sup>2</sup>が、市場条例改定により卸売業者・仲卸業者等の許可を廃止する場合に損失補償を支払うのか。

#### (2) 取引規制について

46 法では、公平・公正な価格形成を実現するべく、種々の原則が設けられている。 法改定では、中央卸売市場について、「差別的取扱いの禁止」及び「受託拒否の禁止」 以外の原則については、「開設者が定めて、農水大臣が認定」とされた。

Q1-5.「自己買受けの禁止の原則(条例 67 条)」は改定市場条例に残すのか。残さないとすれば、その根拠は何か。

-

<sup>1</sup> 田中二郎は「許可そのものは財産権を生じないとしても、許可に基き企業が成立し、企業に資本が投下された場合には、それ自体が財産的価値を持つことはもちろんで、その外にも、営業権ともいうべき財産的価値を生じることは、一般の承認するところであ」る、と述べている(『行政上の損害賠償及び損失補償』290頁)

<sup>2</sup> 憲法第29条第3項に基づく。

- Q1-6.「卸売の相手方の制限(条例 60 条)」は改定市場条例に残すのか。残さないとすれば、その根拠は何か。
- Q1-7.「商物一致の原則(条例 66 条)」は改定市場条例に残すのか。残さないとすれば、 その根拠は何か。
- Q1-8.「直荷引きの禁止の原則(条例73条)」は改定市場条例に残すのか。残さないと すれば、その根拠は何か。
- Q1-9. 独占禁止法では、事業者が完全競争を妨げる行為をすることを厳しく禁じているが、市場条例改定で同法第2条第9項及び「不公正な取引方法」(昭和57.6.18公正取引委員会告示第15号)に反するような行為をする余地を事業者に与えることは許されないと考えるが、如何か。

# 2 都市計画変更手続きに関して

別紙「築地市場・都市計画変更手続きの中止を求める申立書」に記されているとおり、「東京都中央卸売市場」名で出された文書「都市計画の変更案概要」には、「卸売市場法に定める中央卸売市場である築地市場を廃止し」と明記されている。

この点に関し、以下、質問する。

- Q2-1. 卸売市場法第 14 条は「中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林水産大臣の 認可を受けなければならない」と規定するが、農林水産大臣の認可を経ていないにも かかわらず、なぜ「築地市場を廃止し」たとし得るのか。
- Q2-2. 築地市場に関し、東京都は「廃止」、「廃場」、「閉場」という言葉を使い分けているが、それぞれの定義は何か。また、どのように使い分けているのか。
- Q2-3. 豊洲市場に関し、東京都は「開場」という言葉を使っているが、「開場」と卸売市場法にいう「開設」のそれぞれの定義は何か。また、どのように使い分けているのか。
- Q2-4 地方自治法 244条の 2 第 2 項によれば、条例で定める公共施設のうち、条例で定める特に重要なものについて、これを廃止しようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない、とされているが、築地市場は、東京都震災対策条例で、「防災対策上特に重要な建築物」として指定されており、したがって、その廃止にあたっては、都議会の議決が必要なのではないか。

#### 3 豊洲市場の欠陥構造に関して

別紙「豊洲市場の欠陥構造について」に記されているとおり、豊洲市場において5街区・6街区・7街区が道路で分断されていることが作業効率を悪化させるとともに、関連事業者に負担を強い、度重なる事故の原因になっている。

この点に関し、以下、質問する。

- Q3-1. 市場内で卸売場と仲卸売場が道路で分断されているような卸売市場の事例は、豊 洲市場以外に存在するか。
- Q3-2. ①荷下し場, ②卸売場, ③仲卸売場, ④買出人の駐車場の四つの場が同一平面上で 隣接していて、水産物が①→②→③→④という順に流れない構造の卸売市場は、豊洲 市場以外に存在するか。
- Q3-3. 東京都及び日建設計は、豊洲市場の構造が Q3-1, Q3-2 に示されるように一般的な

卸売市場の構造と著しく異なるにもかかわらず、いかなる利点があると考えて豊洲市場を設計したのか。また、豊洲市場の構造と一般的な卸売市場の構造のメリット・ディメリットを比較考量したうえで豊洲市場を設計したのか。比較考量したとすれば、その文書を明らかにされたい。

Q3-4 2003年の豊洲新市場基本計画では「卸売市場が目指すべき方向」として「これからの卸売市場は、取引規制や市場業者の許可制度、生産者重視の視点といった、これまでの卸売市場を支えてきた仕組みを見直し」とある。豊洲市場は現在進行中の卸売市場制度改定を先取りしたものではないか。現行の卸売市場法に基づかない計画ではないか。

以上